

# 山口県報

平成28年  
8月26日  
(金曜日)

## 目次

- 公告  
行政書士の業務の停止(市町課)……………  
周南都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催(都市計画課)……………  
○公安委告示  
警備員指導教育責任者講習の実施……………



(三五五) 行政書士の業務の停止  
行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第十四条の規定により、次のとおり行政書士に対し、その業務の停止を命じました。

平成二十八年八月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 処分をした年月日  
平成二十八年八月十八日
- 二 処分を受けた者の氏名、事務所の所在地及び登録番号  
氏 名 白田 伸次  
事務所の所在地 宇部市大字西岐波二五二一番地三  
登録番号 第八九三三〇九九六号
- 三 処分の内容  
平成二十八年九月一日から同年十月三十一日までの間における業務の停止

(三五六) 周南都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催  
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、周南都市計画道路の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

平成二十八年八月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 開催の日時  
平成二十八年九月十六日(金曜日)午後二時
- 二 開催の場所  
光市浅江三丁目一八番一―号  
光市立浅江コミュニティセンター
- 三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案  
(一) 変更する周南都市計画道路三・三・百一国道百八十八号虹ヶ浜室積線  
次のとおりとする。  
(二) 変更する周南都市計画道路三・四・百三虹ヶ丘森ヶ峠線  
次のとおりとする。  
(三) 変更する周南都市計画道路三・五・百八瀬戸風線  
次のとおりとする。
- 四 公述の申出手続  
(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成二十八年九月九日(金曜日)までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面(以下「公述申出書」という。)を山口市滝町一番一―号(郵便番号七五三―八五〇一)山口県土木建築部都市計画課に提出してください。  
なお、郵送の場合は、平成二十八年九月九日までの消印のあるものに限り、公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができると見られる者を選定することがあります。  
(二) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することがあります。  
(三) 公聴会に出席する場合は、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができると見られる者に通知します。  
(四) 及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができると見られる者に通知します。  
(五) その他
- (一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三―九三三―

三七三三)にしてください。  
(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。  
山口市滝町一番一号  
山口県土木建築部都市計画課  
周南市毛利町二丁目三八  
周南土木建築事務所  
光市中央六丁目一番一号  
光市建設部都市政策課

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。)



### 山口県公安委員会告示第四十七号

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。)(第二十二條第二項第一号)の警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成二十八年八月二十六日

山口県公安委員会

一 講習の日時及び場所、講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員

(一) 日時

ア 新規取得講習(法第二十二條第二項の警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和五十八年國家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。)(第七條第一項の警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「警備員指導教育責任者資格者証等」という。))の交付を受けていない者に対して行う講習をいう。以下同じ。)

平成二十八年十月三日(月曜日)から同月六日(木曜日)までの午前九時から午後五時三十分まで及び同月七日(金曜日)の午前九時から午後五時二十分まで  
イ 追加取得講習(講習規則第六條第一項に規定する指導教育責任者講習をいう。以下同じ。)

平成二十八年十月六日(木曜日)の午前九時から午後五時三十分まで及び同月七日(金曜日)の午前九時から午後四時十五分まで

(二) 場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口(山口県婦人教育文化会

館)

(三) 講習を行う警備業務の区分

法第二條第一項第三号に規定する業務(以下「第三号警備業務」という。)

(四) 受講者の定員 二十人

二 講習対象者

(一) 新規取得講習

次のいずれかに該当する者であること。

ア 最近五年間に第三号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者  
イ 警備員等の検定等に関する規則(平成十七年國家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。)(第四條に規定する一級の検定(第三号警備業務に係るものに限る。))に係る法第二十三條第四項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)(の交付を受けている者  
ウ 検定規則第四條に規定する二級の検定(第三号警備業務に係るものに限る。)(に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上第三号警備業務に従事しているもの

エ 検定規則第三條の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年國家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。)(第一條第二項に規定する一級の検定(第三号警備業務に係るものに限る。))に合格した者  
オ 旧検定規則第一條第二項に規定する二級の検定(第三号警備業務に係るものに限る。)(に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上第三号警備業務に従事しているもの

(二) 追加取得講習

第三号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、かつ、(一)のイからオまでのいずれかに該当する者  
三 受講申込書の受付期間  
平成二十八年九月五日(月曜日)から同月九日(金曜日)まで  
ただし、受付期間内であつても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したときは、受付を締め切るものとする。

四 受講申込書の提出先  
山口県内の最寄りの警察署

五 受講申込書の提出方法  
受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。

六 提出書類

(一) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(講習規則別記様式第一号によること。)

(二) 二の(一)のイに該当する者にあつては履歴書及び警備業者等が発行する第三号警備業務の従事期間に関する証明書(以下「第三号警備業務従事証明書」という。)

二の(一)のイに該当する者にあつては一級の検定に係る合格証明書の写し、二の(一)のウに該当する者にあつては二級の検定に係る合格証明書の写し及び第三号警備業務従事証明書、二の(一)のエに該当する者にあつては一級の検定に係る旧検定期則第八条の合格証の写し、二の(一)のオに該当する者にあつては二級の検定に係る旧検定期則第八条の合格証の写し及び第三号警備業務従事証明書

(三) 写真(縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。)

(四) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し(新規取得講習を受講しようとする者を除く。)

七 受講手数料

新規取得講習を受講しようとする者にあつては三万八千円、追加取得講習を受講しようとする者にあつては一万四千元に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 講習の実施の委託

講習は、山口市宮島町五番一三号 一般社団法人山口県警備業協会に委託して実施する。

九 その他

この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

一 講習の日時及び場所、講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員

(一) 日時

ア 新規取得講習

平成二十八年十月三日(月曜日)から同月六日(木曜日)までの午前九時から午後五時三十分まで及び同月七日(金曜日)の午前九時から午後零時四十分まで

イ 追加取得講習

平成二十八年十月六日(木曜日)の午前九時から午後五時三十分まで及び同月七日(金曜日)の午前九時から午前十一時三十五分まで

(二) 場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口(山口県婦人教育文化会

館)

(三) 講習を行う警備業務の区分  
法第二条第一項第四号に規定する業務(以下「第四号警備業務」という。)

(四) 受講者の定員 二十人

二 講習対象者

(一) 新規取得講習

最近五年間に第四号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

(二) 追加取得講習

第四号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、かつ、最近五年間に第四号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

三 受講申込書の受付期間

平成二十八年九月五日(月曜日)から同月九日(金曜日)まで

ただし、受付期間内であつても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したときは、受付を締め切るものとする。

四 受講申込書の提出先

山口県内の最寄りの警察署

五 受講申込書の提出方法

受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。

六 提出書類

(一) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(講習規則別記様式第一号によること。)

(二) 履歴書及び警備業者等が発行する第四号警備業務の従事期間に関する証明書

(三) 写真(縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。)

(四) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し(新規取得講習を受講しようとする者を除く。)

七 受講手数料

新規取得講習を受講しようとする者にあつては三万四千円、追加取得講習を受講しようとする者にあつては一万円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 講習の実施の委託

講習は、山口市宮島町五番一三号 一般社団法人山口県警備業協会に委託して実施する。

九 その他

平成  
二十八年八月二十六日  
発行

発行  
所

山口  
県知事  
庁

この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話〇八三―九三三―〇一一〇）にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。